

受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会の 論点について（案）

資料 2 で示した職場の受動喫煙防止対策及び受動喫煙防止対策助成金の現況を踏まえて、以下の論点について検討していくこととしてはどうか。

(1) 喫煙室の面積に係る適正水準について

- 既存の室の改装等により喫煙室を設ける場合など、特段の理由がある場合を除き、助成金の対象となる喫煙室の利用人数あたりの面積に上限を設けるべきではないか。
- なお、喫煙室の定員に関しては、事業場における喫煙者数に比して過大なものとならないものとし、外来客の利用が想定される場合であっても、外来客数の利用見込みに見合った規模とするべきではないか。

(2) 喫煙室の面積あたりの助成金額の適正水準について

- 喫煙室の内装など、受動喫煙防止対策に直接寄与しない部分について、高価な材料を使用することにより助成金額が増大することは、助成制度の趣旨に鑑みて好ましくない。
このため、喫煙室の単位面積あたりの助成金額の上限を設定するなどにより、助成額の適正化を図るべきではないか。

(3) 受動喫煙防止対策が遅れている事業業者等に対する助成金の有効活用について

- 受動喫煙防止対策が他の業種に比べ低調である業種に対して、助成金の活用を促進するために、どのような仕組みとするのがよいか（特に、不特定多数の者が集う飲食店・宿泊業等に対して）。